1920年代の台湾におけるハンセン病問題に関する研究

平田 勝政*

A Study on the Problems of Hansen's Disease in Taiwan during 1920s

Katsumasa HIRATA

1. 研究の目的と方法

何故日本ではハンセン病患者が長年にわたり隔離を強制され続けたのか、その真相究明作業の成果は下記の①~③に代表される文献に集約されてきているが、世界の動向から逸脱して日本はどこで道を間違えたのか、その真相については未だ十分に解明されているとは言えない。

- ①藤野豊編・解説『近現代日本ハンセン病問題資料集成』(戦前編・全8巻、戦後編・全10巻と各解説) 不二出版、2002~2004年
- ②『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』2005年
- ③藤野豊ほか編・解説『近現代日本ハンセン病問題資料集成』(補巻・全 15 巻と各解説) 不二出版、2005~2007 年

筆者は、上記③の補巻 7 (2005 年 12 月刊行)で「台湾におけるハンセン病政策」の検討による真相究明作業を清水寛氏と共同で担当したが、その編集と解説執筆の中で、従来の研究では、自覚的に十分な解明をしていない問題の存在に気づいた。その具体的事実を、下記の(A)(B)に示す。

(A) 従来の研究では、内地延長主義に基づき台湾でも光田健輔の意向に従い本国と同様に強制隔離政策に依拠した療養所として楽生院が1930年に開設されたという認識が示されていたのであるが、筆者が発掘した楽生院の開院式(1930年12月)における上川豊院長の「式辞」(補巻7の26頁)では、多年の志として「所謂患者絶対強制隔離主義を排し、人類愛の見地より温情を布き人道的隔離法」をもって処遇することを「経営の方針」とすると明言しており、絶対強制隔離主義とは異なる方向を希求する自覚的な流れが明確に存在していたことが発見された。

(B)さらに台湾社会事業協会発行の「社会事業の友」第27号(1931年2月発行)に掲載された青木大勇(長崎皮膚科病院長)の論文「癩の予防撲滅法に関する改善意見」(医海時報掲載論文の転載)において、青木が「伝染の難易病毒の多少を顧慮せず、科学的研究の上に立脚しないで所謂一網打尽的に、苟くも癩と診断せられたものは、総てこれを強制的に隔離し、而も之を監禁本位に取締ると云ふことは全く時代遅れの隔離法と云はなくてはならぬのであって、悪く言へば非科学的とけなさなければならぬ」という注目すべき主張をしている事実も存在した。

上記(B)に示した青木の主張は、補巻7とほぼ同時期に刊行された和泉眞蔵著『医者

^{*}長崎大学教育学部人間発達講座

の僕にハンセン病が教えてくれたこと』(シービーアール、2005 年 11 月)においても注目されており、この青木の主張に対する林文雄(全生病院医官)の反論に始まる青木・林論争(林の背後に光田健輔が存在)について、和泉氏は、この「論争が非常に重大なのは、この中に、日本のハンセン対策がなぜ 90 年もの長きにわたって誤りを是正できなかったのかを解き明かす鍵の一つを見て取ることができるからである」(54 頁)という重要な指摘をしている。しかし和泉氏による日本の近代ハンセン病対策の歴史に関する検証作業とその示唆に富む研究成果は、主に 1930 年以降の言説に依拠した指摘が多く、前史となる 1920 年代の形成過程との関係の分析が十分にはなされていないのではないかと判断される。青木・林論争に象徴される隔離監禁主義(林・光田ら)と治療解放主義(青木ら)の相克の歴史を 1920 年代を含めた全体像の実証的解明を通して、日本はどこで道を間違えたのか、その分岐点と原因をさらに明確化していく必要があると考える。

以上に記した課題意識と研究状況をふまえて筆者なりの真相究明作業を一歩前進させるため、本研究では、青木・林論争に先立つ 1929 年に光田健輔が、大阪での「癩に関する通俗講演会」(1929.4.5 開催) ¹⁾ において、「癩問題の危機」と題して講演し、その中で「治療至上主義」を批判しその台頭に警告を発していたという事実に注目して、その危機感の背景にあるものを検討していく。その「治療至上主義」は、光田によれば、「隔離は人道上の罪である」とする「第三回万国癩会議」(1923 年) 等の影響を受けたハンセン病対策の国際動向を背景に、「特に台湾」において顕著に見られると指摘している。このことは、1929 年の段階で台湾では光田の意向どおりにハンセン病対策が進行していないことを意味すると同時に台湾のハンセン病社会事業のあり方をめぐって、光田や内務省衛生局が推進する絶対隔離主義とは異なる考え方が 1920 年代末には無視できない存在として顕在化していたことを意味する。

そこで本研究では、1920年代の台湾(旧植民地)に注目し、前記の補巻7の編集の際に調査・収集作業²⁾から漏れた台湾日日新報(以下、台日と略)のハンセン病問題関係資料を分析対象にして、光田が「治療至上主義」と呼称した考え方の具体的表れとその特徴を実証的に解明し、さらなる今後の研究の手がかりを得ることを目的とする。なお本研究では、すでに上記の引用にもあるように、人権尊重の見地からすると不適切な用語が使用されているが、以下の本文でも歴史用語として原文のまま使用(引用)することをお断りしておく。

2. 1920 年代の台湾日日新報におけるハンセン病問題関係資料の特徴

1920 年代を中心とする台湾日日新報(1919 年 1 月~1930 年 12 月)掲載のハンセン病問題関係記事を整理したのが末尾掲載の<資料 1 >である³⁾。

その資料的特徴の第一は、強制隔離主義と治療解放主義の各々の情報と主張が交錯して展開していることである。そのことを示すのが<資料 1 > の備考欄の●印(=強制隔離主義の系譜)と○印(=治療解放主義の系譜)である。ハンセン病対策をめぐる世界動向を反映した記事(○印)には治療解放主義の流れが、逆に本国政府の動向や内地の情報に関する記事(●印)には強制隔離・断種政策推進の流れが、明確に見られる。

第二は、1919~1930年の台日に見るハンセン病問題をめぐる議論(上記の相克)は、

①1920年前後の時期(1919~1921年)、②1920年代の中頃(1925~26年)、③1927~1930年の楽生院の設立過程、の3段階に時期区分して把握できるということである。

3. 台日のハンセン病問題関係記事に見る隔離主義と治療主義の相克

次に、前記の時期区分に従って、光田が警戒した台湾における治療主義の流れ(○印) とそれに対峙する隔離主義の流れ(●印)の相克過程を概括する。

(1) 1920 年前後の相克

- (a) 1920 年前後の台湾におけるハンセン病問題への対応は、本国(内地)の保健衛生調査会(1916年6月設置)の第四部会の活動を反映して、1919年に宮原敦(総督府台北医院)が「台湾医学雑誌」に論文「台湾ノ癩人」(補巻7所収)を発表したことを契機に開始される。その宮原論文を受けて、台日が「戦慄すべき癩病の伝染」「不治の病」等を強調する記事「噫癩人自由の天地」(資料1のNo.1~3、以下同じ)を3回連載して機運を高め、総督府の担当官や林熊徴が「癩療院」設立を模索する(No.4)までに至るが頓挫する。
- (b) (a) とは流れを異にする記事「癩病全治の新薬」(No.5)、「癩病は治療が出来る」 (No.6)、「天刑病者への福音、大楓子油の注射により三年(で)約六割を全治」(No.7) が 1920 年代初頭の台日の紙面に登場し、その後の台湾における治療主義の流れの出発点を形成する。不治の病から治癒(全治)可能な病へという画期的転換を意味する治療成果を発表し、「世界医学界を驚かした」(No.7)のは、ハワイ大学の総長で化学者のディーン氏であった。しかし報道による情報提供に止まり、台湾の現実を動かすというものではなかった。以後 1924 年までは注目すべき動きはみられない。

(2) 1920 年代中頃の相克

(c)台湾では、1924年9月、総督に就任した伊澤多喜男(在任期間 1924.9~1926.7)に よる台湾総督府の機構改革・陣容一新が一段落する 1925 年から台湾衛生行政にハンセ ン病問題への関心と対応の動きが見られるようになる。特に羽鳥重郎(台北州衛生課長) の海外視察(1924.10~1925.7.29 帰朝)4)の影響は、台湾での治療主義の流れを確実 なものにしている。具体的に示すと、台日(1925.8.18)の社説(№17)は、「先般台北 州衛生課長たる羽鳥技師が中米ヴェネヅエラのラ・グエラ港の官立癩療養院を訪問し、 実地其の状況を視察して帰って来たが、同氏の談によれば、約八百名の同患者が居り既 にその病状の程度に依り数箇月乃至二年位の継続せる期間のエステル注射に依て全治 退院したもの大部分に及んで居るとのことである。(中略)世界に有名なる布哇モロカ イ島の癩療養所は、癩患者を大體強制的に入所せしめ、他の健康者との接触を遮断し、 伝染を防遏する意味で設けられて居るが、同所の患者は言はば単に其の死期を待つのみ なるに反し、ラ・グエラの癩療養院に於ては患者は喜色満面に溢れて居たと云ふ。(中 略)本島にも…癩療養所の如き機関を設置し、患者と健康者とを遮断するの途に出で、 更に之に収容したる者に対してはシャールムーグラのエチールエステル注射療法等を も試み、之を根治せしむるの施設をなさんことを切望するものである。」5)と述べてい る。ディーン氏のエチールエステル注射療法がヴェネヅエラの癩療養所で「全治退院し たもの大部分」という結果を出していることが台目の社説で報じられることによって、 癩療養所は強制隔離・絶滅(死滅)施設ではなくハンセン病を治療し根治させる施設(根 治後に退院)へと転換していくという方向性が新しい国際動向として提示され、台湾に はそのような「癩療養所」が必要だと説いた。

- (d) (c) と連動する形で、1924年1月に大楓子油を携帯してハンセン病治療のために渡台した馬偕病院院長ティラーは、1925年2月25日から医院の一室で外来治療を開始した (No.28)。上記の羽鳥衛生課長の視察(1925.10)によれば、その「特殊の薬液」(=「大楓子油と似ているが印度支那、ビルマ辺の山間に自然の木の実からとったチャールムーグラ油から抽出しエチールエステル液」)の注射が「成績極めて良好」という結果を産み出し、「追々軽快するので治療希望が殖え子供も交って男女の本島人が五十名にもなっている」(No.19)という実状であった。ティラーの取り組みによって治療主義(外来治療)の流れは台湾の地で現実性をもって一層促進され、このような機運の高まりの中で宮原敦が台日(1925.12.15)で再び「閑却されて居る台湾の癩患者(のために)収容所を新設し、取締令を設くる必要がある」(No.20)と主張し、1925年12月17日の台北州協議会では羽鳥衛生課長(参与)が「癩患者の療養所は実現を期したい」(No.21)と発言したのである。さらに、ティラーの招きで1926年1月27日には「米国癩病根絶協会理事ダンナー氏」が来台し、翌28日にティラー同伴で総督府を訪問して台湾における「癩病根絶」の援助を申し出るのである(No.22)。
- (e) 補巻 7 の解説では上記(a)~(d)に示した具体的動向を把握できていなかった が、ダンナーの来日・渡台とその活動の意図を察知して、1926年1月初旬(推定)に 光田は、伊澤総督宛に「台湾癩予防法制定ニ関スル意見書」を提出して台湾における強 制隔離(さらには断種の実施)を本意とするハンセン病対策の法整備を要望する。この 段階で光田が台湾における治療主義の流れをどこまで熟知していたかは定かではない が、1925年10~12月に光田が院長の全生病院を視察し、光田に感化されて帰台した中 村不覇児(台北州属)が 1926 年 2 月に「癩病は恐ろしい伝染病」(№.23~26) と題する 記事を台日に4回連載し、題目において恐怖を煽り、内容において患者完全隔離の必要 性・重要性を説き、結果として治療主義の流れに棹差す動きをしている。特に連載3回 目(No.25)では、視察した全生病院の印象を根拠に「内地病院の行届いた施設」と賛美 し、院内生活に関わる「患者の性問題」では、断種が条件であることを知ってか知らず か、その点に言及することもなく「夫婦は同棲を許し、内縁の夫婦は…之を認める」と 美化して紹介している。さらに 1926 年 6 月には、内務省の人口問題解決策の方針とし て、「種族の改良」のため「癩病患者伝染病者に去勢術を施すか、又は法律に依り結婚 禁止の必要を認めて居る、殊に癩患者の結婚禁止は癩撲滅策として緊要なるを以て来議 会に之が結婚禁止法案を提出する意向である」(No.30)という報道がなされている。ま さにこの時期(1926年6月)に、中央社会事業協会発行の「社会事業」第10巻第3号 において高野六郎(内務省衛生局予防課長)が、論文「民族浄化のために―癩予防策の 将来一」を発表し、「癩予防の根本は結局癩の絶対隔離である。此の隔離を最も厳粛に 実行することが予防の骨子となるべきである。」と主張しており、時期・内容とも重な っている。絶対隔離、さらに去勢(断種)・結婚禁止にまで本国政府(内務省)の癩予 防政策がエスカレートしていく姿が強烈に映し出されている。1926 年は極めて重要な 分岐点である。
- (f) 一方、同じ 1926 年であるが、中村不覇児の記事掲載の約 2 週間後 (3月) には、

馬偕病院院長ティラーが同病院内の「癩療室」で毎週土曜日に実施する外来治療の取り 組みを写真入りで「台湾に珍しい癩病人に救主」(No.27~29)と題して3回連載してい る。記事によれば、毎回平均50~70名が来院し、治療を開始した1925年2月から1年 間で治療を受けた者の「総数は百六名」「延人員は一千六百人即ち一千六百回の注射と 施術をした」と紹介されている。さらに同 1926 年 11 月開催の台湾医学会第 21 回大会 には「皮膚病学者として本邦一方の重鎮である」(No.33)と評される青木大勇が「癩の 早期診断並に其の最近療法」と題して「特別講演」をしている。同大会には伊澤の後任 の上山満之進総督(1926年7月就任)も出席している。本稿は台日記事に限定してい るため検討しないが、青木の講演記録は、「台湾医学雑誌」第262号(1927年1月)に 掲載され、台湾医学界に還元されている。青木は、補巻7で言及したように、明治に遡 って台湾におけるハンセン病対策提唱の先駆者であり、1924年1月発行の「医事公論」 第 600・601 号には論文「癩療養所を隔離-監禁本位より治療-研究本位へ」を発表し て、題目どおりの主張を長崎皮膚科病院の院長として実践・実行してきた人物である。 その青木を本国(内地)から講演者として招聘しているところに台湾医学会の関係者が 「治療研究本位」の立場からハンセン病問題に対応していこうとしていることが示され ている。それを裏付けている事実を示せば、1926年当時の台湾医学会の幹事には、前 述の (c) (d)に登場した羽鳥重郎と後述(g)の梅本英太郎が就任していた。

(3) 楽生院開設準備過程(1926.12~1930.12) における相克

- (g)上山満之進総督は、高まる「癩療養所」創設の機運の中で、1926 年 12 月に 1927 年度より3ヶ年継続事業でその設置準備に踏み切った(No.35)。注目すべきは、当初の 構想である。台日(1926.12.23)の記事「新設計画ある癩療養所内容」(№36) は、「台 湾に於ける癩病の予防方針は内地の如く厳重な取締規則に依て入所を強制するのでは なく希望者にして治療の資力なきものに施療するのが眼目で(中略)内地の如く閉鎖的 でなく開放的とし、而も病毒の蔓延消毒其他の取締は勿論厳重にする、又た同病者に対 しては極力教養し自発的に入院するやうな方針」であると報じている。また 1927 年春 (3月末~5月初旬)には、梅本英太郎(総督府衛生技師兼松山結核療養所長)が「癩 療養所新設に関し内地のそれを視察」(No.37)している。視察のポイントは、梅本によ れば「癩療養所の設計及び療養方法」、「各療養所に於ける各部の組織及びその経験に基 く設備の改善」、「内地に於てせる失敗を本島で再びしない」ことであり、さらに「内地 より一歩を進めたものを建設したい」という抱負も表明されていた。その結果、「患者 は収容五十名、外来百五十名」になるという外来治療重視型の構想が示されていた。こ れは、光田の意見書(1926.1 推定)や高野提唱(1926.6)の絶対隔離主義とは明らか に異なる治療開放(解放)主義に基づく台湾(台湾総督府)独自の構想であり、国際的 動向やティラーの考え方とも合致するものである。上山総督は、光田の義弟にあたると いう縁戚関係にあるのであるが、上記の事実関係から判断すると、上山総督が「癩療養 所」創設の決断をしたのは、光田の意向の反映というより、総督府や台北州の衛生行政 関係者(台湾医学会の梅本・羽鳥ら)やティラーの要望の実現という見方の方が整合的 であると言える。1928年8月には、ティラーが院長の馬偕病院の癩病治療費(1929年 度)として 26,500 円の補助を予算化している (№.43)。
- (h) 3ヶ年継続の「癩療養所」開設準備事業は、1929年度に大詰めの年を迎えた。1929

年4月の光田の講演「癩問題の危機」は、上記(g)の動きを「治療至上主義」と批判 して警告を発したもので、台湾に顕著な治療主義的流れ(人物的には台湾の梅本・ティ ラーらや内地の青木ら)を封じ込める狼煙でもあり、やがて青木・林論争へと続く引き 金でもあった。また、ここに日本が国際動向から逸脱していく明確な分岐点が存在して いると見ることもできる。その封じ込めのためには、皇室の御仁慈を最大限活用した本 国政府による絶対強制隔離政策の確立(癩予防法改正)と内地延長主義による台湾総督 府の方針転換を実現させることであった。そういう緊張関係が発生する中で、1929年 12 月、理由は定かではないが、梅本英太郎が依願退職して郷里の山口県(厚狭)に帰 還し、総督府内の治療主義の中心人物が台湾を去っている⁶⁾。1930年度に入り、第五 区九州療養所の医官であった上川豊が台湾総督府癩療養所(11月に「楽生院」と命名) の所長として就任し、上川のハンセン病観が1930年7~8月に台日の紙面に登場する(No. 56,57,59,60,61)。補巻7の解説(5頁)でも記したように上川は、青木大勇が長崎医 専教授時代の教え子であり、その影響を強く受けていた人物である。しかし、その楽生 院院長抜擢には光田の意向が働いておりつ、絶妙の人事配置がされているといえる。上 川のハンセン病観は、台日の社説(No.60)が、上川の声明(No.59)の中の「絶対隔離主 義には人道的温情を加味し、隔離と治療と宜しきを得て悲惨なる人々を救済し、以て本 島をして浄化されたる聖地としなければならない」という部分を引用しているところに 表明されている。そして台日は、「此の言葉に信頼し、其の所期の目的を貫徹するやう 大なる期待を以て其の今後を見んとするものである。」と社説を結ぶことで、上川の声 明を今後の台湾におけるハンセン病対策の基本方針であると支持した。ここには、隔離 と治療の調和的運用による台湾の浄化・聖地化が目指されており、隔離主義と治療主義 の相克は調和的に融合され、曖昧にされているように見える。しかし上川の真意は、上 記の「絶対隔離主義には人道的温情を加味し」が、1930年12月の楽生院開院式の「式 辞」では、本稿の最初で紹介したように「所謂患者絶対強制隔離主義を排し、人類愛の 見地より温情を布き人道的隔離法」をもって処遇するというやや強く明確な表現になっ ており、絶対強制隔離主義への批判意識は健在であった8)。

4. まとめと今後の課題

以上、台日のハンセン病問題関係資料の検討から 1920 年代の台湾ではハンセン病問題への対応策において隔離主義と治療主義との相克が、後者の優位性をもって展開されていたことが明らかになり、光田の危機感を裏づける実態が存在したことを解明することができた。その治療主義の優位性の形成には、馬偕病院長のティラーによる先駆的な外来治療の取り組みの影響が大きいと言えるが、その取り組みが好結果を生み出す前に、海外視察に赴き国際動向の治療解放の事実を見聞してきた羽鳥重郎の影響、特にティラーの取り組みに対する羽鳥の肯定的評価の影響も見逃せない点として存在していた。本国(内地)からは、青木大勇が台湾医学界に早期発見・早期治療の必要を説いて影響を及ぼしていた。梅本英太郎への影響は、ティラーによるものか、羽鳥重郎によるものか、その他の影響か、判然としないが、1920 年代後半の台湾には強制隔離主義が強まる本国(内地)に対して治療解放主義が1929 年まで主流派であったことが事実として解明できた。

今後の課題は、この隔離主義と治療主義との相克という特徴は台湾だけでなく本国 (内地) や朝鮮等の旧植民地の新聞報道も同じ特徴を持つのか、その比較検討をすることが第一の課題である。第二は、本稿で明らかとなった治療解放主義の国際的台頭に決定的な影響を与えたハワイにおけるディーン氏の大楓子油エチールエステル製剤による患者治療・解放の世界的波紋と日本への影響を実証的に解明していくことである。第三は、治療主義の台頭に対する内務省衛生局の高野六郎や光田健輔・林文雄等の人物の反応と対応をより具体的に解明していくことである。第四は、1920 年代に形成された治療解放主義が、「癩予防法」改正(1931 年)後の強制隔離政策(内地の無癩県運動、台湾における無癩州運動)下においてもどう継承・存続していったのか、内地の小笠原登に限定されない他の事実の発掘・解明をおこなうことである。

< 註>

- 1)「大阪朝日新聞」第17016号(1929.4.2)と「大阪毎日新聞(夕刊)」第16480号(1929.4.6)の記事によれば、4月5日の昼間は大阪府立実業会館で「癩予防撲滅全国大会」(午前9時~午後4時)が開催され、午後7時より大阪府社会事業聯盟主催で「癩に関する通俗講演会」が開催された。光田以外の講演者は、山田準次郎(内務省衛生局長)、賀川豊彦らであり、その講演要旨は「東京医事新誌」第2624号(1929年5月)に掲載されている。光田の講演全文は、『光田健輔と日本のらい予防事業』(111~114頁)に収録されているが、「東京医事新誌」掲載文と内容に違いがある。本稿では、両者を合わせて光田の講演記録とする。
- 2) 平田:日本の植民地下台湾におけるハンセン病問題資料目録「長崎大学教育学部紀要―教育科学―」第70号,43~48頁,2006年3月、を参照されたい。1920年代の関係資料が明白に欠落している。
- 3) 本稿の研究対象である台湾日日新報 (1919.1~1930.12) の記事は、国立国会図書館所蔵 (ゆまに書房製作) のマイクロフィルム (Vol.107~202) の調査結果によるものである。なお<資料1>には、判読不能な紙面・記事があることによる遺漏が有り得ること、また漢文記事は含めていないことをお断りしておく。
- 4) 「台湾時報」第72号の23頁と「台湾医学会雑誌」第245号の764頁による。
- 5)「台湾時報」第72号 (1925.10) 掲載の羽鳥論文「中南米の衛生状態に就て」(31頁) でも同様のことが紹介され、「今後台湾に於て…癩病院を設立完備する必要があることは申す迄もないことである」と述べている。
- 6)「台湾医学会雑誌」第297号 (1929年12月)の「会員動向」欄の記事 (1210頁) による。
- 7) 上川豊:台湾の癩予防事業(桜井方策編『救癩の父 光田健輔の思い出』所収 ルガール社)1974年, 182頁
- 8) 補巻7の解説では、上川は、「以後二度とこのような国際派の考え方を明言することはなかった」と記したが、「日本MTL」第34号(1933.12)掲載の記事「癩治療問答其他」によれば、第6回日本癩学会(1933.11.4~5)での光田健輔、太田正雄、小笠原登らも出席している懇談会で「隔離よりも治療したい」(3頁)と発言しており、治療主義の立場は健在であり、その考え方は志として生涯保持されていた。具体的に言えば、楽生院開院式の注目すべき「式辞」の部分は、東北新生園慰安会機関紙「新生」第16巻第4号(1964.7)掲載の上川論文で再度引用され、その「人道的隔離法」とは、「人道的に菌排出の甚だしい者を収容し、軽症で菌陰性の者は入院を強制せず、自宅療養の指導」(4頁)を意味していたと説明している。

(付記)本研究は、日本社会福祉学会第55回大会(2007年9月23日 於・大阪市立大学)において発表した「1920年代のハンセン病問題と社会事業―隔離主義と治療主義の相克―」(『日本社会福祉学会第55回全国大会報告要旨集』104頁所収)を改題し、修正・加筆してまとめたものである。

【追記】

本稿の脱稿後(2007.10.31 締切)、芹澤良子氏の論文「ハンセン病医療をめぐる政策と伝道-日本統治期台湾における事例から-」(「歴史学研究」第834号,27~36頁&73頁,2007年11月)が発表された。 ハンセン病医療史を含む最新の台湾医学史研究の成果をふまえ、日本統治期の台湾で展開されたハンセ

ン病政策には、統治国日本(内地)との連続性(均一性・同質性)という側面だけでは捉えきれない「植 民地医学」の多義性・重層性に基づく独自の側面(固有性)が存在することを、グッシュティラー(中 国名: 戴仁壽) が設立した私立ハンセン病療養所楽山園に注目して解明をおこなっている。そこには、 内地延長主義(絶対隔離主義)とは異なる可能性が1920年代(特に後半期)の台湾において光田が危機 感を持つほどに顕在化していた事実とその経緯を実証的に解明しようとする本稿(筆者)の課題意識と 共通性を有している。しかし、芹澤氏が注目したグッシュティラー(楽山園)については、芹澤論文が 注5) で先行研究として取り上げている清水寛論文「植民地台湾におけるハンセン病政策とその実態」 (『植民地社会事業関係資料集〔台湾編〕別冊〔解説〕』 近現代資料刊行会,2001 年)が、ティラーは、「い わゆる"絶対隔離"主義とはやや異なる面をもった"救癩事業"観」(216頁)を有しており、第一回全 島社会事業大会(1928年)でのティラーの講演内容には、植民地本国の考え方(主張)とは「かなり異 なる側面・方向性を含んでいる」(217頁)とすでに指摘している。その事実関係をさらに実証的に解明 していくためにも、「今後、第一次資料に基づく調査研究が必要である」(149 頁)とも提起している。 この清水論文を、注4)の藤野豊論文とともに、「ハンセン病政策の日本との連続性を強調する論点」を 提示した論文としてのみ整理・評価するのは一面的であり、清水氏の指摘を不当に無視するものである。 芹澤氏は、むしろ清水論文にグッシュティラー(楽山園)に注目する重要性を示唆されたとするのが、 先行研究に対する正しい評価・位置づけではないのか、という疑問を持たざるを得ない。確かに清水論 文は、藤野論文に影響されて光田の意向(台湾癩予防法制定ニ関スル意見書)により楽生院が設 置されたとする「連続性を強調する」側面が強いことは認められる。また注5)で前記の清水論文に続 けて取り上げている清水寛・平田勝政〔解説〕(『近現代日本ハンセン病問題資料集成(補巻7)』)も清 水論文(2001 年)を活用して平田(文責)がそれを踏襲してしまったために同様の評価を受ける側面を 残したが、その一方で平田が解説中に追加した「ハンセン病政策の理念をめぐる相克」(4~6頁)にお いて、楽生院院長の上川豊が、恩師の青木大勇とともに、本国政府(光田)の意向とは異なる「患者絶 対強制隔離主義」を排する考え方の持ち主であった事実に言及し、植民地本国(内地)のハンセン病政 策をめぐる理念も一枚岩ではなく、国粋派(光田らの強制隔離主義=主流派)と国際派(青木ら=非主 流派)の相克という二重構造が存在しているのではないかということを示唆した。そのような問題提起 を含む清水論文及び清水・平田論文を「日本との連続性を強調する論点」を提起した論文としてのみ整 理・評価することは、適切性を欠いていると言わざるをえない。結局芹澤氏は、「日本」を国粋派の一枚 岩と理解した上で植民地台湾の独自性(日本と植民地台湾の二重性)を研究していることになり、筆者 から見れば、植民地台湾の独自性と共通する特徴は本国「日本」にも存在し、植民地台湾に限ったこと ではないという見方が可能であり、その点が芹澤氏と異なるところである。言い換えれば、筆者は、1920 年代以降の日本にも台湾(それ以外)にも二重構造が形成・展開され、その相克・帰結の歴史的総括を 通して、日本のハンセン病政策が世界の動向に学ばない絶対強制隔離(国粋派)の歴史的展開という誤 りだけでなく、世界の動向に学んだ治療解放主義(国際派=青木、ティラーら)の存在とその批判をも 無視・否定・抑圧するという二重の誤りを犯した歴史ではないのかという仮説を持って研究しており、 その点で芹澤氏とは、問題意識・視点・方法において大きく相違していると言える。本稿は、1920年代 の台湾日日新報のハンセン病問題関係資料の検討をおこなっているが、その分析作業は、芹澤論文及び 芹澤論文が依拠した王文基氏や陳文榮氏らの台湾ハンセン病問題史研究(戴仁壽研究)でもおこなわれ ていない。よって本稿の検討結果(学会での口頭発表は 2007.9.23)の公表は、芹澤論文発表後になっ てはいるが、芹澤論文にはない新しい知見を提供するとともに、さらなる解明課題も提起している。な お、さらなる解明課題の研究成果としては、拙稿:日本ハンセン病社会事業史研究(第1報)―1922 年 のディーン博士の来日とその治療解放主義の影響の検討―「長崎大学教育学部―教育科学―」第 73 号,2009年3月、を参照されたい。

*本稿は、平田勝政:1920年代の台湾におけるハンセン病問題に関する研究「長崎大学教育学部―教育科学―」第72号,13-20頁,2008年3月、に対する査読の指摘を受けて、芹澤論文に対するコメントと本稿の研究意義を再確認する【追記】を付加し、本文にも若干の修正・加筆をしたものである。

<資料1>台湾日日新報(1919~1930)におけるハンセン病問題関係記事目録

No.	著 者 名	資 料 名	号 数	面	発行年月日	備考
1		噫癩人自由の天地 (上)	「台湾日日新報」第6916号	7面	1919 (T. 8). 9.16	•
2		噫癩人自由の天地 (中)	「台湾日日新報」第6917号	7面	1919(T. 8). 9.17	•
3		噫癩人自由の天地 (下)	「台湾日日新報」第6918号	7面	1919(T. 8). 9.18	•
4		愈々設立せらるる癩療院、林熊徴の義挙によって	「台湾日日新報」第6930号	7面	1919 (T. 8). 9.30	
5		毒草から発見された癩病全治の新薬	「台湾日日新報」第7136号	7面	1920 (T. 9). 4.23	0
6		癩病は治療が出来る	「台湾日日新報」第7452号	4面	1921 (T. 10). 3. 5	0
7		布哇病院より発表せる天刑病者への福音、大楓子油の注 射により、三年に約六割を全治	「台湾日日新報」第7675号	7面	1921 (T. 10) . 10. 14	0
8		万華管内に癩患者14名	「台湾日日新報」第7984号	9面	1922 (T. 11). 8. 19	
9		(社説) 癩患者の調査と癩療養所	「台湾日日新報」第8185号	3面	1923 (T. 12). 3. 8	
10		全国三万人を算する天刑病者への福音、経費七十万円を 計上し政府で癩療養所を建設する	「台湾日日新報」第8330号	5面	1923 (T. 12). 7.31	
11	朴聡明 (談)	癩病者が死んだ時、四隣が炊事をせぬは善い意味の迷信 と、朴聡明は談る	「台湾日日新報(夕刊)」第8817号	2面	1924 (T. 13). 11. 29	
12		小供が癩病者	「台湾日日新報」第8893号	6面	1925 (T. 14). 2. 13	
13		世界的一大発見、肺病、癩病の妙薬	「台湾日日新報」第8905号	7面	1925 (T. 14). 2. 25	0
14		天刑病者への福音、賀川豊彦氏等の発起して救済組織を 計画中	「台湾日日新報(夕刊)」第9047号	2面	1925 (T. 14). 7. 17	
15		「天刑病者に更生の歓びを与えてやりたい」と新帰朝の 羽鳥衛生課長意気込む	「台湾日日新報」第9061号	3面	1925 (T. 14). 7. 31	0
16		十月末に延期された全国癩病一斉調査、国勢調査と衝突 の為	「台湾日日新報」第9071号	3面	1925 (T. 14). 8. 10	
17		(社説) 本島癩病に関する施設如何、療養所の設立の必要なき乎	「台湾日日新報」第9079号	2面	1925 (T. 14). 8. 18	0
18		癩病患者は宗教上の死亡者と看做して絶対に隔離した為 西洋には少い	「台湾日日新報(夕刊)」第9081号	2面	1925 (T. 14). 8. 20	•
19		天刑病者の福音、マカイ病院で特殊の薬液を多数の患者 に注射しているが成績極めて良好	「台湾日日新報(夕刊)」第9147号	3面	1925 (T. 14). 10. 25	0
20	宮原敦 (談)	関却されて居る台湾の癩患者、収容所を新設し、取締令 を設くる必要がある、乾隆元年彰化に養済院特設さる	「台湾日日新報(夕刊)」第9198号	2面	1925 (T. 14). 12. 15	
21		台北州協議会(第二日)、癩患者の療養所は実現を期したい (羽鳥参与)	「台湾日日新報」第9201号	2面	1925 (T. 14). 12. 18	0
22		世界から癩病を根絶し度い、米国からダンナー氏が是が ためわざわざ来台	「台湾日日新報」第9244号	5面	1926 (T. 15). 1. 30	0
23	中村不覇児	癩病は恐ろしい伝染病 (1) -我国の現在患者約三万、 外国では極力根絶を図る-	「台湾日日新報(夕刊)」第9266号	3面	1926 (T. 15). 2.21	•
24	中村不覇児	癩病は恐ろしい伝染病 (2) -我国の現在患者約三万、 外国では極力根絶を図る-	「台湾日日新報(夕刊)」第9268号	3面	1926 (T. 15). 2.23	•
25	中村不覇児	癩病は恐ろしい伝染病 (3) -内地病院の行届いた施設 -	「台湾日日新報(夕刊)」第9269号	3面	1926 (T. 15). 2. 24	•
26	中村不覇児	癩病は恐ろしい伝染病 (4) 一台湾では患者に対し何等 予防の施設が無いー	「台湾日日新報(夕刊)」第9270号	3面	1926 (T. 15). 2. 25	•
27		台湾に珍しい癩病人に教主(1)-馬偕病院のテーラー 博士が土曜日毎に自ら治療-	「台湾日日新報」第9282号	5面	1926 (T. 15). 3. 9	0

No. 著	者名	資 料 名	号 数	面	発行年月日	備考
28		台湾に珍しい癩病人に救主 (2) ーバイブルに刺戟され て治療を始めて年余-	「台湾日日新報」第9283号	5面	1926 (T. 15). 3. 10	0
29		台湾に珍しい癩病人に救主 (3) -治療費の不足で援助 を希望するテ博士-	「台湾日日新報」第9284号	5面	1926 (T. 15). 3.11	0
30		種族の改良から癩病者の結婚禁止、来議会に之が法案提出(東京三日発)	「台湾日日新報(夕刊)」第9369号	2面	1926 (T. 15). 6. 4	•
31		国立天刑病院、上州草津に新設	「台湾日日新報(夕刊)」第9402号	2面	1926 (T. 15). 7. 7	•
32		癩病患者の国立療養所増設計画	「台湾日日新報(夕刊)」第9543号	3面	1926 (T. 15). 11. 25	•
33		医学大会を飾る来賓諸博士の講演-その講演内容-	「台湾日日新報」第9545号	2面	1926 (T. 15). 11. 27	0
34		台湾医学会の講演から (四) *1926.11.27~28開催の台湾医学会第21回大会での 青木大勇の講演「癩の早期診断並に其の最近療法」の要 旨を掲載	「台湾日日新報」第9549号	2面	1926 (T. 15). 12. 1	0
35		台湾総督府特別会計明年度予算 *癩療養所新営に関する経費11万円→大正18年度迄 総額33万円	「台湾日日新報」第9565号	2面	1926 (T. 15). 12. 17	
36		新設計画ある癩療養所内容、三十三万円で三年継続事 業、施療が七分有料が三分、約百名収容の予定らし	「台湾日日新報(夕刊)」第9571号	1面	1926 (T. 15). 12. 23	0
37 梅本	英太郎	欠ける。 療療養所新設に関し内地のそれを視察して来た梅本技師 の談	「台湾日日新報」第9702号	2面	1927 (S. 2). 5. 3	0
38		社会事業主任打合会 *癩療養所設置あり	「台湾日日新報(夕刊)」第9754号	1面	1927 (S. 2). 6. 4	
39		各州答申の社会施設 *「癩病予防施設」あり	「台湾日日新報」第9761号	2面	1927 (S. 2). 7. 1	
40		英国癩救済協会の苦心と努力で癩病治療の神薬発見、初 期の患者は全部根本的に全快、病勢の進んだ者でも30% 全治	「台湾日日新報(夕刊)」第10015号	3面	1928 (S. 3). 3.11	0
41 山口	(談)	癩者と狂人は去勢せよ、それ以外に根絶の方法はない(中 研山口博士談)	「台湾日日新報」第10111号	7面	1928 (S. 3). 6.15	•
42		腐肉を嘆く癩患の群れ、台南州下だけでも二百八名	「台湾日日新報」第10135号	3面	1928 (S. 3). 7. 9	
43		社会事業に力を入れる、予算全部を容認されて大乗気の 督府社会課	「台湾日日新報」第10172号	7面	1928 (S. 3). 8.15	0
		*「馬偕医院へ癩病補助二万六千五百円補助」				
44 テイ	ラー	台湾に於ける癩病撲滅事業(上)	「台湾日日新報」第10202号	2面	1928 (S. 3). 9.14	0
45 テイ	ラー	台湾に於ける癩病撲滅事業(下)	「台湾日日新報」第10204号	2面	1928 (S. 3). 9.16	0
46		天刑病の新治療法	「台湾日日新報」第10322号	7面	1929 (S. 4). 1.14	0
47		顧みられぬ本島の癩患者と肺結核病-患者数は逐年増加 の傾向-	「台湾日日新報(夕刊)」第10351号	3面	1929 (S. 4). 2.13	
48		この恐ろしい数字、癩と肺病者の調べ、一州で癩が二六 三、肺疾患が約一万人	「台湾日日新報」第10455号	5面	1929 (S. 4). 5.28	
49		我国で開催さるる国際癩病研究会議、国際聯盟決議に基 く注目すべき特別会議	「台湾日日新報」第10463号	6面	1929 (S. 4). 6. 5	
50		国立の癩病療養所来年から開設	「台湾日日新報」第10463号	6面	1929 (S. 4). 6. 5	
51 村田	正太(談)	十万を算する日本の癩患、遺伝ではない伝染だ	「台湾日日新報」第10465号	7面	1929 (S. 4). 6. 7	
52		癩・核・神三病、分布と数、世人が無関心なので当局も 予防に悩む	「台湾日日新報」第10483号	7面	1929 (S. 4). 6.25	
53		癩病の養子を追ひ出す	「台湾日日新報(夕刊)」第10576号	2面	1929 (S. 4). 9.27	

No.	著者名	資 料 名	号 数	面	発行年月日	備考
54		癩病と精神病者に避妊手術を施す、子孫絶ち病源根絶 (内務省衛生局の方針)	「台湾日日新報(夕刊)」第10858号	3面	1930 (S. 5). 7. 8	•
55		癩療養所設立、官制通過が遅れるので当分延期の外なし	「台湾日日新報」第10862号	7面	1930 (S. 5). 7.12	
56	上川豊(談)	癩病は初期に手当すれば癒らぬ事はない (医学博士 上 川豊氏談)	「台湾日日新報」第10869号	2面	1930 (S. 5). 7.19	0
57		完成近き癩療養所初代所長となる上川豊博士も著台 *7.18、蓬莱丸で著台	「台湾日日新報」第10869号	7面	1930 (S. 5). 7.19	0
58		「癩救済事業を援助せよ」皇太后陛下入江大夫を召し、 有難き御言葉を賜ふ	「台湾日日新報」第10892号	2面	1930 (S. 5). 8.11	•
59	上川豊	万を以て数ふる台湾の癩病根絶法、癩療養所の所長たる べき上川豊氏の第一声	「台湾日日新報(夕刊)」第10893号	2面	1930 (S. 5). 8.12	0
60		(社説) 癩療養所に関する声明、大に上川博士の所期に 待つ	「台湾日日新報」第10894号	2面	1930 (S. 5). 8.13	0
61	上川豊 (談)	癩病の話	「台湾日日新報」第10894号	7面	1930 (S. 5). 8.13	0
62		癩療養所官制法制局を通過	「台湾日日新報」第10896号	2面	1930 (S. 5). 8.15	
63		警務局審議中の癩予防法、拓務省に近く回付	「台湾日日新報」第10916号	2面	1930 (S. 5). 9. 4	•
64		皇太后陛下の畏き御思召に副ひ奉り、癩研究所の設置 案、渋沢子爵らが奔走	「台湾日日新報」第10923号	2面	1930 (S. 5). 9.11	
65		草津温泉に国営の大癩養区を創設、千名の患者を収容し 外部との交通を絶つ	「台湾日日新報」第10931号	7面	1930 (S. 5). 9.19	
66		癩療養所官制公布、29日勅令を以て、療養所新医長は上 川豊博士	「台湾日日新報(夕刊)」第10941号	1面	1930 (S. 5). 9.30	
67		全島の癩患者数1084名に上る、療養所は明春完成、重症 者百名を収容	「台湾日日新報(夕刊)」第10949号	1面	1930 (S. 5).10.8	
68		癩予防協会設立協議会、21日正午内相官邸で	「台湾日日新報(夕刊)」第10963号	1面	1930 (S. 5). 10. 22	•
69		皇太后陛下には、癩病御憐憫の御下賜	「台湾日日新報」第10983号	7面	1930 (S. 5). 11. 11	•
70		略完成した台北癩療養所、「楽生院」の名で開院	「台湾日日新報(夕刊)」第10984号	1面	1930 (S. 5). 11. 12	
71		皇太后陛下の御仁慈、当事者は能く御心を體せよ	「台湾日日新報」第10984号	2面	1930 (S. 5).11.12	•
72		御下賜金を拝受し、感激の念に堪へず、今後癩患者救済 に一層努力する決心(馬偕病院長の談)	「台湾日日新報」第10984号	7面	1930 (S. 5). 11. 12	•
73		癩療養所楽生院、落成式挙行、十二日午後二時から	「台湾日日新報」第11014号	7面	1930 (S. 5). 12. 12	
74		癩療養所楽生院、盛大に落成式を挙行 *上川豊院長、式辞で「患者絶対強制隔離主義を排し …」と主張→『近現代日本ハンセン病問題資料集成』 (補巻7)に収録	「台湾日日新報」第11015号	7面	1930 (S. 5). 12. 13	0
75		変態性の癩病患者、内地人女子に暴行	「台湾日日新報(夕刊)」第11018号	2面	1930 (S. 5). 12. 16	